

令和7

【協議事項】

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	中央区協議会（中地域分科会）新委員推薦案について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	令和8年1月6日（火）に開催した第4回中央区協議会（中地域分科会）推薦会において、公募委員の選考を行い、推薦案を策定した。				
対象の区協議会	中央区協議会（中地域分科会）				
内 容	中央区協議会（中地域分科会）新委員推薦案（公募委員2人）について協議するもの。				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）					
担当課	中央区区振興課	担当者	市川 伊豆美	電話	457-2210

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和7年度 区協議会委員推薦スケジュール【中地域】

	中地域分科会	推薦会
R7.7月	7月分科会（8月4日延期） 【協議事項】 ・推薦会の設置等について	
8月	8月分科会（8月27日） 【協議事項】 ・推薦会委員の選任について	第1回推薦会（8月27日、分科会終了後） 【協議事項】 ア 推薦会の会長及び職務代理者の選任 イ 公募委員の選考（選考要領・募集要項）
9月	9月分科会（9月24日） 【報告事項】 ・第1回推薦会の報告	第2回推薦会（9月24日、分科会終了後） 【協議事項】 ア 推薦団体の選定と人数配分 イ 直接指名委員の推薦
10月		広報はままつ原稿（締切10月10日）提出済
11月	11月分科会（11月26日） 【協議事項】 ・第2・3回推薦会において策定した団体の選定・人数配分及び直接指名委員の推薦（案）について	第3回推薦会（11月11日、単独開催） 【協議事項】 ア 推薦団体の選定と人数配分（継続協議） イ 直接指名委員の推薦（継続協議）
12月		公募委員の募集（12/5～12/22） 広報はままつ（12月5日号）、HP掲載 <期間：2週間以上>
R8.1月	1月分科会（1月21日） 【協議事項】 ・推薦案について	第4回推薦会（1月6日、単独開催） 【協議事項】 ・公募委員の選考について
2月		
3月	3月分科会（3月25日） 【連絡事項】 ・次期委員予定者の報告	
4月	新委員の委嘱	

中央区協議会(中地域分科会)新委員推薦案

区分	分野	団体名	選出委員名	性別	人	
選定団体	地区コミュニティ協議会 (3地区)	富塚地区コミュニティ協議会		男	1	
		萩丘地区コミュニティ協議会		男	1	
		三方原地区コミュニティ協議会		男	1	
	自治会連合会 (3地区)	中地域自治会連合会			男	3
					男	
					男	
	女性団体 (1団体)	国際ソロプチミスト浜松			女	1
	福祉分野 (3団体)	浜松市中央区中民生委員児童委員協議会			女	1
		浜松市中央区保護司会中支部			女	1
		NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ			女	1
	医療分野 (1団体)	(一社)浜松市医師会			男	1
	商工分野 (2団体)	(一社)浜松商店界連盟			男	1
		浜松市消費者団体連絡会			女	1
	スポーツ・文化分野 (1団体)	(公財)浜松市スポーツ協会			男	1
	市民団体 (1団体)	浜松北地域まちづくり協議会			女	1
その他 (2団体)	浜松市消防団中支団			男	1	
	NPO法人浜松男女共同参画推進協会			女	1	
推薦する者	直接指名	音楽分野	山本 道美	女	1	
	公募				2	
合 計					20	

浜松市火災予防条例の一部改正(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市火災予防条例の一部改正(案)」とは

林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域における火入れやたき火などの火の使用制限をするなどの改正をするものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和8年1月27日(火)～令和8年2月27日(金)

3. 案の公表先

消防局予防課、消防署、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	消防局予防課(消防局4階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1 消防局予防課あて
③ 電子メール	hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	050-3537-8956(消防局予防課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年6月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

消防局予防課(TEL 053-475-7542)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要 …… P.1
- 浜松市火災予防条例の一部改正（案） 新旧対照表 …… P.2～P.3
- 浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明 …… P.4～P.6
- 意見提出様式（参考） …… P.7

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市火災予防条例の一部改正（案）	
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域における火入れやたき火などの火の使用を制限するなどの改正をするものです。 	
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年春季に全国各地で林野火災が多数発生しました。 ・ 特に2月に発生した大船渡市の林野火災では、林野が約3,370ヘクタール焼損し、発生から鎮火まで41日間を要する大規模なものでした。 ・ 大船渡市の林野火災を受けて、消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、検討会の結果を踏まえて林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であることを示しました。 ・ 本市においても、林野火災予防の実効性を高めることは重要であることから浜松市火災予防条例の一部改正を行うものです。 	
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野火災の発生を未然に防ぐため、本条例に規定し、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することによって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると考えています。 	
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「林野火災注意報」、「林野火災警報」の発令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間、降雨が無いなどの条件により発令します。 ・ 具体的な発令基準（前3日間の降水量が1ミリ以下かつ前30日間の降水量が30ミリ以下のときなど）は、別に定めます。 ○ 火の使用制限（林野火災注意報では努力義務） <ul style="list-style-type: none"> 山林、原野等への火入れや、煙火の消費（花火の打上げ等）などの行為を制限します。 ○ 火の使用の制限について指定される区域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林及びその周囲1キロ圏内の区域（浜名区の一部、天竜区の全域）（森林法に基づく火入れの許可を要する区域を参考としています。） ・ 具体的な区域は、別に定めます。 <p>※詳細については「浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明」でご確認ください。</p>	
関係法令・ 上位計画など	関係法令：消防法	
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和8年1月27日（火）	案の公表、意見募集
	令和8年2月27日（金）	意見募集終了
	令和8年6月予定	市の考え方の公表
	令和8年9月	条例（案）の議会日程

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 （略）</p> <p>第4章～第7章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 （略）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第7章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第29条 火災に関する警報（<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 （略）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p>（<u>林野火災に関する注意報</u>）</p> <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p>

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

浜松市火災予防条例の一部改正（案）の詳細説明

火災に関する警報について（条例第29条関係）【改正】

浜松市火災予防条例第29条における「火災に関する警報」は、消防法第22条第3項に規定する警報であることを明確にします。

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。
以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

林野火災注意報について（条例第29条の8関係）【新設】

市長は、気象の状況が林野火災の予防止注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるようにします。

林野火災に関する注意報が発せられたときは、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。

また、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することが出来ることとします。

第3章の3 林野火災の予防
（林野火災に関する注意報）
第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防止注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

【林野火災注意報の発令基準（予定）】

気象条件が次のいずれかの条件に該当する場合に、林野火災注意報を発令します。
(1) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリ以下のとき。
(2) 前3日間の合計降水量が1ミリ以下で、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

※消防庁が検討会の報告書を受けて示した基準となっています。

【努力義務の対象となる区域（予定）】

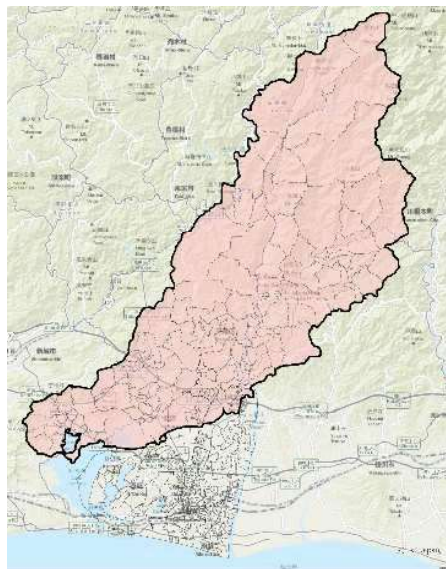
火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は次のとおりです。

- ・ 浜名区の一部

都田地区、新都田地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区、中瀬地区（上島のみ該当）、赤佐地区、庵玉地区（新原を除く全ての町が該当）

- ・ 天竜区全域

※区域については、森林計画、火入れの許可を受ける範囲、消防水利の状況など、消防庁が検討会の報告書を受けて示したものを参考にしています。



※対象となる区域（予定）の範囲図

【火の使用制限（条例第29条関係）】

火の使用制限の内容は次のとおりです。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。※1
- (3) 火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 可燃物等の近くで喫煙をしないこと。※2
- (5) 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。※3
- (6) 残火、取灰、火粉を始末すること。
- (7) 屋内で裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

※1 煙火とは、花火のことをいいます。

※2 喫煙とは、マッチ、ライターなどで点火し、喫煙する一連の行為をいいます。（加熱式たばこによるものも喫煙として取り扱います。ただし、電子たばこは喫煙として取り扱いません。）

※3 山林、原野等の屋外の場所をいいます。

林野火災警報について（条例第29条の9関係）【新設】

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとします。なお、対象となる区域は、林野火災注意報と同様の区域とします。

（林野火災に関する警報）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

【林野火災警報の発令基準（予定）】

林野火災注意報の発令基準に該当し、かつ、強風注意報が発令されたとき。

※消防庁が検討会の報告書を受けて示した基準となっています。

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市火災予防条例の一部改正(案)
意見募集期間	令和8年1月27日(火)～令和8年2月27日(金)
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 消防局 予防課あて
住所 : 〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1
FAX : 050-3537-8956
E-mail : hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



令和8年度 中央区協議会（中地域分科会）の開催日程（案）について

[開催予定日]

令和8年	4月22日（水）	市役所北館1階	101会議室（予定）
	5月27日（水）	市役所北館1階	101会議室（予定）
	6月24日（水）		以下、未定
	7月29日（水）		
	8月26日（水）		
	9月30日（水）		
	10月14日（水）		
	11月25日（水）		
	12月23日（水）		

令和9年	1月27日（水）		
	2月24日（水）		
	3月17日（水）		

[開催場所・時間]

場 所：中央区内施設（主に市役所、防災学習センターを予定）

時 間：午後2時～

[その他]

- ・開催1週間前を目安に、開催通知、事前配付資料を送付します。
- ・日程変更がある場合は、地域分科会内、又は通知にてお知らせします。

